

世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会の運営について（案）

「世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会設置要綱」に基づき、世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会の運営について、委員会において定める事項は以下のとおりとする。

1．会議の公開（第6条第5項関係）

会議は非公開とし、傍聴等は認めない。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。

2．資料及び会議録の公開（第6条第6項関係）

(1) 会議録等の公開

会議録は、施工者選定後に公開する。議事の要旨は各検討委員会終了後に公開する。

(2) 資料の公開

委員会資料は、全委員会終了後に区ホームページにて公開する。ただし、その後の施工者選定の実施に支障がないものとする。なお、施工者選定後は原則すべての資料を公開する。

3．会議録等の取扱いについて（第9条関係）

(1) 会議録等の作成

会議終了後、議事の経過等を記載した会議録及び議事の要旨を作成する。

(2) 会議録等の記載内容

会議の名称、開催日時、開催場所、会議次第、議事の経過、その他必要な事項を記載し、委員の氏名は記載せず、「委員長」、「委員」などの表記とする。

(3) 会議録等の確認

会議に出席した委員は、会議録、議事の要旨の作成後、別途定める期限内においてその内容を確認する。また、会議に欠席した委員においても同様とする。